平成３０年（フ）第１５５５号
大阪府東大阪市下小阪１丁目５番５号　インパレス小阪　406
債務者　亀井　奈穂
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９０１号
大阪府摂津市鳥飼野々２丁目２番１―406号、前住所大阪府門真市大字蕊島48番地の12
債務者　近沢　雅也
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９２７号
大阪府門真市沖町15番15号
債務者　藤井　貴司
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９３７号
大阪府高槻市富田町３丁目28番22号
債務者　土井　広子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９４１号
大阪府東大阪市御厨中２丁目５番25号
債務者　林　　秀典
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９８２号
大阪府門真市栄町10番６号　大宝門真ＣＴスクエアⅡ　409号
債務者　入河　昭一
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０１０号
大阪府豊中市庄内栄町１丁目２番21―601号、前住所大阪府豊中市二葉町１丁目14番６号Ｂ―12号
債務者　野口　博士
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０３３号
大阪市住之江区北加賀屋１丁目４番26―202号
債務者　吉田　和美
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０３４号
大阪市西成区南津守７丁目１番４号　グランソシエ南津守　301号
債務者　鈴木　保廣
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０４０号
大阪市西区本田２丁目７番20号　302
債務者　寒川　宏之
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５６３号
福岡市早良区原５丁目９番７―301号
債務者　湯淺　唱子
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６９３号
福岡市早良区室見５丁目２番13号
債務者　津久井幸治
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可決定

平成３０年（フ）第１号
北海道樺戸郡月形町字チクシベツ203番地258
破産者　今　　幸子
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成３０年（フ）第２７号
北海道小樽市奥沢４丁目５番７号、前住所北海道小樽市松ケ枝１丁目18番３号　エステートライフ松ケ枝105号室
破産者　千葉　洋介
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第７８号
函館市西旭岡町１丁目30番地３
破産者　川村　佐織
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第３７号
釧路市新富士町４丁目３番46号　ライラックハイツ２―３
破産者　及川　　卓
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第４６号
釧路市緑ケ岡２丁目４番４号
破産者　高橋　忠芳
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第４８号
釧路市芦野５丁目27番１号　Ｎ．Ｎ―Ａ100号室
破産者　高杉　周一
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第４９号
釧路市南大通５丁目１番1097号　シーサイドハイツ907号
破産者　小松　一雄
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第５０号
釧路市南大通５丁目１番1097号　シーサイドハイツ907号
破産者　小松　栄子
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所